

○自動車保管場所証明等の手数料の免除に関する取扱いについて

平成12年5月9日

通達甲規制第29号警察本部長

本部内各部課（所、隊）長

警察学校長

各警察署長

自動車保管場所証明等の手数料については、平成12年4月1日から茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号。以下「条例」という。）により徴収しているところであるが、条例第4条に基づく手数料の免除については、下記により取扱うこととするから、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、「自動車保管場所証明等の手数料の免除に関する規則の制定について」（平成3年6月13日付け通達甲交規第23号）は、廃止する。

記

1 自動車保管場所証明等手数料の免除対象者

自動車保管場所の証明又は保管場所標章の交付若しくは再交付を受けようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、条例第4条に基づき手数料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者
- (2) 天災その他の非常災害により損害を受け現に著しく困窮していると認められる者
- (3) 国及び地方公共団体

2 免除の手続

- (1) 上記1(2)により手数料を免除しようとするときは、当該申請者に、手数料免除願いを提出させるものとする。
- (2) 手数料免除願いの提出を受けた警察署長は、これを交通部交通規制課長を経由して警察本部長に送付するものとする。
- (3) 警察本部長による認可の可否については、交通規制課が対応警察署へ連絡するものとする。
- (4) 手数料を免除したときは、当該申請書の収入証紙はり付け欄に「手数料免除」と朱書するものとする。